

2015 年度 ACL 研究プロジェクト報告書
研究代表者：中野昌宏（総合文化政策学部）
研究分担者：森島豊（総合文化政策学部）

日本国憲法制定にかかわる憲法研究会案の意義

敗戦後、日本国憲法が成立するにあたっては、連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers: GHQ/SCAP, 以下 GHQ とのみ表記する）によって、その草案が日本政府側に示されたことはよく知られている。当時の幣原喜重郎内閣は、この線にしたがって新憲法を制定し施行することになるが、ともかくこの新憲法によって、国民主権・基本的人権・戦争放棄（平和主義）の 3 本の柱が高らかに宣言されることになった。

ただし、この成立経緯を理由として、新憲法そのものの正当性を疑問視する議論があるのも周知の事実である。すなわちいわゆる「押しつけ憲法論」で、「現行憲法は戦勝国アメリカから押しつけられたもので、日本国民が自身で書いたものではないから無効だ」という理論である。たしかにポツダム宣言は、「日本国国民ノ自由ニ表明セル意思」によって改革が行われることを要求しているので、そこから、アメリカが「強制」「脅迫」「恫喝」によって憲法改正を強制したということであれば、それはポツダム宣言に抵触している、ということになる。この理論は「日本国民が自主的に制定した憲法が必要だ、そのために改憲が必要だ」という議論を導き、ときに、国民主権という思想も、基本的人権という思想すらも、日本人の中から内発的に生まれたものではないので否定すべきだ、という議論をも導きうる。

この押しつけ憲法論に対してはいく通りかの可能な反論がある。まず、(1) 経緯として押しつけられたものだとしても、内容がよいのだから維持すべき、というもの。国民主権や基本的人権は「人類普遍の原理」（現行憲法前文）であるから否定すべきでない、ということである。あるいは (2) 法的に有効な手続き、すなわち大日本帝国憲法第 73 条による改正手続きに則って、帝国議会で審議され可決されたのだから、むしろ経緯にかかわらず有効、という理論もありうる¹。また、(3) そもそも経緯として、仔細に見れば実は日本の知識人たちによる創意が含まれており、単純な押しつけ・強制とは言えない、というものである。つまりこちらに立てば、国民主権や基本的人権や戦争放棄も、日本人が内発的に到達した結論

¹ 法律学的に、この手続きが有効でないという理論もある。美濃部達吉の説がそれであり、いま政府は明治憲法 73 条の憲法改正手続きに従っているが、これはポツダム宣言の日本国民の自由に表明した意思云々に反する。これから否定しようとしている制度で手続きを成立させようとしているのはおかしい、と強く、繰り返し主張したという (e.g. 佐藤 1999: 95ff.)。

である、ということになる。それぞれ傾聴に値する見解であるが、本稿は特に（3）の立場で議論を進めたい。

この問題を考えるうえで、先行研究であまり検討されていない論点がある。それは、一口に「押しつけ」と言うが、いったい「誰が、誰に押しつけたのか」という点である。ここに着目するにあたって、はじめてわれわれはこの新憲法制定のドラマの登場人物を数え上げることになる。単純な押しつけ憲法論では、登場人物は「日本」と「アメリカ」の2者しかおらず、アメリカが日本に勝手な憲法を押しつけてきたというストーリーになる。しかし現実の事態は明らかに、はるかに複雑である。

まず第一に、この日本の敗戦は連合国に対するものであり、ひとりアメリカに対するものではない。すなわち極東委員会（Far Eastern Commission: FEC）に委員を出している11ヶ国すべてがステークホルダーであり、かつ彼らは見解を一にしていたわけではなかった。例えば最大の問題の1つである「天皇制」に関しては、ソ連を始めとして、オーストラリアやニュージーランドなどが廃止すべきとの立場をとっていた。これに対し、アメリカはごく早い段階から基本的に天皇制の存置を目指しており²、何としても極東委員会が発足する予定の1946年2月26日以前に、大勢において決着をつけようと目論んでいた。さらに言えば、アメリカ本国・国務省とGHQとのあいだにも温度差や見解の相違があった。臨時政治顧問ジョージ・アチソンが代表する本国では天皇制廃止の声は大きかったが、マッカーサーを始めとする現場の人間にとっては、天皇は間接統治の道具として利用すべき存在であった。GHQ内でも、後に憲法草案を起草することになる、コートニー・ホイットニー准将率いる民政局（Government Section: GS）と、チャールズ・ウィロビー少将率いる参謀第2部（Counterintelligence Section: G2）のそれぞれの立場は、しばしば鋭く対立していた。

さらに、日本国内にあっては無数の人物と立場が入り乱れていた。いち早くマッカーサーとアチソンの意向を受けて改憲草案を作成しようとした内大臣府の近衛文麿、改正の必要を全く考えていなかった多くの閣僚、ことに超保守的な憲法問題調査委員会委員長・松本烝治、野にあってそれぞれ独自の私擬憲法を作る知識人や市民たち、党としての案を起草する社会党や共産党などなど。アメリカ側でも一枚岩ではなく、マッカーサーと民政局（GS）、参謀第二部（G2）、国務省、アメリカ本国の世論はそれぞれ一致せず、その背後にはさらにさまざまな立場をもつソ連やオーストラリア等を含む極東委員会が控えている。このような様相であるから、「アメリカが日本に押しつけた」という認識はあまりにも粗雑で、事態を単純化しすぎていることは明白である。

² この点に関して興味深いのが、加藤哲郎（2005）がアメリカ公文書館で発見した OSS（Office of Strategic Services＝戦略情報局、CIAの前身）による「日本計画 Japan Plan」（1942年6月）なる文書である。ここに、すでに「日本の天皇を（慎重に、名前を挙げずに）、平和のシンボルとして利用すること [To use the Japanese Emperor (with caution and not by name) as a peace symbol]」というくだりが見られる。アメリカによる日本社会・日本人研究はその情報戦・心理戦に活用されたが、こうしたアメリカの戦略がどこまで現行日本国憲法に反映されていると言えるか、の検証は別途詳しく行われねばならない。

ここで特に日本側について注目しておきたい点は、アメリカが「押しつけ」てくる近代化・民主化というプロセスを、是とする勢力と否とする勢力、すなわち、「主権が天皇から国民に移動することを歓迎する勢力」と「歓迎しない勢力」とが、日本国内には構造的にあったということである³。言うまでもなく、これまで自由を制限されてきた在野の人間や一般市民は、多くの場合これを歓迎する理由をもつ。逆に、それまでの「国体」すなわち大日本帝国政府に近かった、特権階級の人々や、強固な天皇主義を奉ずる国民は、自然とこれを歓迎しない傾向にあるだろう。もちろん東京裁判と公職追放令によって、大日本帝国政府に近い人々はかなり抜けたが、一掃されたわけではなかった。また、心情的に GHQ やアメリカに反感を持ち、旧政府と立場を同じくする人々も間違いなく存在した。かくして混沌とした様相が浮かび上がることになる。

ここで近代立憲主義の精神を思い起こせば、それは「国民が政府に憲法を押しつける」ことであった。これが戦後日本の場合はどうなるかといえば、これまで自由を制限されてきた国民が、アメリカの力によって、政府に憲法を「押しつけてもらう」という構図になるだろう。すなわち、主権をもたなかった国民が、アメリカの力を借りて、ようやく主権を獲得した、というかたちになる以外にない。明治憲法下、特に 1930 年代以降の軍部が台頭した時代に自由を制限され、官憲や特別高等警察に痛めつけられてきた人々にとっては、アメリカのこの介入はいわゆる「解放」としての意味をもち、したがって歓迎すべき体制変革だったと言える。実際、GHQ の「自由の指令」によって釈放された政治犯・共産党員の徳田球一・志賀義雄らは、「人民に訴う」と題した文書で、以下のような 7 項目の声明を提示している。

1. ファシズム及び軍国主義からの世界解放のための連合軍の日本進駐によって日本における民主主義革命の端緒が開かれたことに対して我々は深甚の感謝の意を表する
2. 米英及連合諸国の平和政策に対しては我々は積極的に之を支持する
3. 我々の目標は天皇制を打倒して、人民の総意に基く人民に基く人民政府の樹立にある
4. 軍国主義と警察政治の一掃
5. 労働組合の自由、団体交渉権の確立、失業保険、8 時間労働制を含む労働者、勤労

³ この“分断”自体が、アメリカ OSS の心理戦による演出であるという可能性は一応ありうる。先述の「日本計画」（加藤 2005）の宣伝目的のうちには「日本の民衆に、彼らの現在の政府は彼らの利益には役に立っていないと確信させ、普通の人々が、政府の敗北が彼ら自身の敗北であるとみなさないようにすること」、そのために「今日の軍部政権の正統性の欠如と独断性、この政府が、天皇と皇室を含む日本全体をきまぐれに危険にさらした事実を、指摘すること」との文言が見られる。これは日本の政府・国民を一丸とさせず分断することで、日本国民の戦争意欲を弱めようとの心理・情報作戦であった。しかし、軍部政権が暴走して国民を危機に晒したということは、実際に軍部政権は国民の自由を制限する抑圧的政策を行ってきており、現実には抑圧されてきた国民にとってみれば、これはあくまで「心理的」問題ではなく端的な事実である。ひとえに OSS の陰謀で日本国民が分断されたとする解釈は行きすぎている。

者の生活改善, 信教の自由, 18 歳以上の男女の選挙権による国民議会の建設, 刑法中の皇室に対する罪の撤廃

6. 封建的圧制を排除し国際的にも信頼せらるべき
7. 目標を共にする一切の団体及勢力と統一戦線を作る
(原 2006: 310 より, 表現は一部修正)

第 1・2 項は連合軍を解放軍と位置づけ, それに感謝の意を評している点から, 「解放軍規定」等と呼ばれる。連合軍に感謝するとは何事かと, 彼らを売国奴呼ばわりする論者もある。が, 人は自分を直接弾圧・拘束していた国家と, 自分を獄中から出してくれた勢力のどちらを信頼し, どちらに感謝するのかと問えば, 答えは自ずと明らかである。

第 3 項以降の諸項目は概ね従来からの日本共産党の政策でもあったが, 一つ一つは特段共産主義と深い関係にあるわけではなく, そもそも第 1 項で「共産主義革命」ではなく「民主主義革命」と表現されていることに注目してもよいだろう。徳田らから直接話を聞いたアメリカの外交官ジョン・エマーソンとカナダの外交官ハーバート・ノーマンは, このメッセージを単純に反ファシズム, 反軍国主義, 反天皇制, 等々として受け取っており, かつその内容が 10 月 8 日付けで国務省に報告されている (エマーソン報告)。これが臨時政治顧問アチソンを通じて, 同日に, 近衛文麿に「アチソン 7 項目」として伝達された可能性を原秀成 (2006) は指摘している。原はアチソン 7 項目を, GHQ が日本側に示した最初の具体的な憲法草案の骨子だと言う。そしてその 3 日後の 10 月 11 日, 幣原はマッカーサーを訪問し, 「5 大改革指令」を受けている。そこには

- ①女性の解放
- ②労働組合結成の促進
- ③自由主義教育の実施
- ④圧制的諸制度の撤廃
- ⑤経済の民主化

の 5 点が含まれており, その多くは現行日本国憲法に実現されている。

後に触れるように, 近衛の憲法草案要綱は, GHQ にとって受け入れやすい要素をいくらか含んでいたが, その淵源は上記の経緯にあるのかもしれない, そうであろうとなかろうと, 近衛要綱を飛び越えて, 現行日本国憲法にもこれらの考え方は少なくとも部分的に結実している。そして, 客観的には人口の多くが「アメリカのおかげで主権を獲得できた人々」のグループに属するのだから, 日本国憲法が当時の国民に大いに支持されたことは, まさに理由のあることなのである。

もう一つの論点として, GHQ 草案が練られた日数がきわめて短く (9 日間), かつ携わった人数も少なく (民政局 (GS) 員 26 名), 専門性が低かったという批判がある。つまり素人が急拵えで作ったものにすぎないというわけである。これについては後で検討する。

2 日本国憲法成立過程の概略

2.1 アメリカ側の憲法改正示唆と内大臣府・憲法問題調査委員会による検討

アメリカから日本側に直接憲法改正の示唆があったのは、1945年10月4日、マッカーサーを訪問した近衛文麿（当時東久邇宮稔彦王内閣国務大臣）に対してである⁴。ここを起点に経緯をたどっていこう。

近衛 政府ノ組織及議会ノ構成ニ付何カ御意見ナリ御指示カアレハ承リ度

マ（決然タル口調ヲ以テ）第一、憲法ハ改正ヲ要スル改正シテ自由主義的要素ヲ十分取入レナケレハナラナイ。第二、議会ハ反動的テアル、議会ヲ解散シテモ現在ノ選挙法ノ下テハ顔触レハ変ラウカ同シ「タイプ」ノ人間カ出テ来ルテアラウ之ヲ避ケル為ニハ選挙権ヲ拡張シナケレハナラナイ、ソレニハ

第一、家庭、婦人参政権ヲ認メルコト

第二、労務。物ヲ生産スル労働者ノ権利ヲ認メルコトテアル

（国会図書館 2015, http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/025_1shoshi.html）

近衛はこのあと、恩師である京都帝国大学の憲法学者・佐々木惣一をも内大臣府御用掛に任ぜさせ、憲法改正案作成について協力を仰ぐことになる。

実はこれと同日に、いわゆる「自由の指令」（人権指令とも呼ばれる）、正式に言えば「政治的、公民的及び宗教的自由に対する制限の除去の件（覚書）」が発令されていたが、これを実行できないとして、翌日5日には東久邇宮内閣が総辞職してしまった。そこで次の首相として白羽の矢が立ったのが、加藤高明内閣以降4期も外務大臣を務めた幣原喜重郎である。幣原内閣は10月25日、松本烝治を長とする「憲法問題調査委員会」（松本委員会）を設置し⁵、憲法改正に向けた調査と改正案づくりに取り組むこととなる。かくして、1つの政

⁴ 近衛はマッカーサーに対し、まず「軍閥や国家主義勢力」を暴走させたのは「マルキシスト」であるとの珍説を披露し（戦争終結に抵抗した少壮軍人たちは左翼分子なのだという）、いままし「軍閥及国家主義的勢力」と「封建的勢力及財閥等既存ノ勢力」を一挙に除いてしまえば、「日本ハ極メテ容易ニ赤化スルテアラウ」と言う。マッカーサーはこれにただ「参考になった」等と答えている。この、近衛が持っていた本題の後が問題の一節である（国立国会図書館 2015b）。

⁵ 憲法問題調査委員会の委員は以下のとおり（<http://www.ndl.go.jp/constitution/gaisetsu/mondai.html>）。

委員長	松本烝治	国務大臣・元東大教授
顧問	清水澄	枢密院副議長・帝国学士院会員
	美濃部達吉	帝国学士院会員・元東大教授
	野村淳治	元東大教授
委員	宮沢俊義	東大教授
	清宮四郎	東北大教授
	河村又介	九大教授
	石黒武重	枢密院書記官長
	檜橋渡	法制局長官

府から2系統の独立した憲法改正案づくりが進行することになった。

結果的には、近衛案・佐々木案も、松本案（宮沢甲・乙案）も、現行日本国憲法の素案にはなりえなかった。近衛は自らがA級戦犯に指名されたことを不服とし服毒自殺を遂げ、その「帝国憲法ノ改正ニ関シ考査シテ得タル要綱」（11月22日）も、佐々木惣一による「帝国憲法改正ノ必要」（11月24日）も、内大臣府の廃止とともに検討の俎上から消えた。

憲法問題調査委員会の検討も、本来保守的な松本の立場を反映し、そもそも改正に前向きではなく（改正すべきか否かをも含めて検討するのが憲法問題調査委員会のミッションであった）、「天皇は神聖にして侵すべからず」の「神聖」を（人間宣言との整合性から）「至尊」に修正するなど、主に文言の改変を中心としたものであった。いわゆる「松本4原則」とは次のようなものである。

1. 天皇が統治権を総覧せられるという基本原則には、なんらの変更を加えないこと。このことはおそらくわが国の識者のほとんど全部が一致しているところであろう。
2. 議会の議決を要する事項の範囲を拡充すること。その結果として、体験事項のある程度削減すること。
3. 国務大臣の責任を国務の全般にわたるものたらしめ憲法上天皇輔弼の責任をもたないものの介在する余地なからしめること。同時に濃くね大臣は議会に対して責任を負うものたらしめること。
4. 人民の自由および権利の保護を拡大すること。すなわち議会と無関係な立法によって自由と権利を侵害しえないようにすること。またこの自由と権利の侵害に対する救済方法を完全なものとする。こと。（高柳ほか1972: 169）

このような内容では、GHQも、極東委員会も、また大多数の日本国民自身も納得するはずはなかった。折悪しくというべきか、1946年2月1日、毎日新聞が松本委員会の改正案全文をスクープした。スクープされたものは正確には、「松本乙案」に近い、宮沢俊義による「宮沢甲案」と呼ばれるものであった。果たして、結果的に松本案はホイットニーからだけでなく、チャールズ・ケーディス大佐からも、けんもほろろに拒絶され、GHQ案を手渡されてしまうことになる。同席した吉田茂と白洲次郎以上に、松本は驚愕したという。ホイットニーはこの案を日本側に手渡すとき、「この案を受け入れないと、天皇の身体がどうなるかわからない」と発言したとされる。これが世に言うアメリカによる「脅迫」であり、先述の「押しつけ憲法論」の根拠の1つになっている（たとえば白洲2006: 225-227）。

	入江俊郎	法制局第1部長
	佐藤達夫	法制局第2部長
補助員	刑部荘	東大教授
	佐藤功	東大講師

この毎日新聞のスクープは2月1日だが、早くも2月2日にホイットニーは反応している。2月1日当日午後には仮訳ができていたというが、それ以前から松本委員会の審議過程や内容を、少なくとも概略把握していたのではないかという疑いはある。実際、アチソンは11月29日の段階で、本国国務長官に「新憲法の第1～4条までは変更がないようだ」と報告を入れているのである（古関 2009: 100）。「ホイットニーは『毎日』のスクープを待っていたかのごとく」（古関 2009: 112）、マッカーサーに次のような進言をする。「私は、憲法改正案が正式に提出される前に彼らに指針を与える方が、我々の受け入れ難い案を彼らが決定してしまっただけを提出するまで待った後、新規蒔直しに再出発するよう強制するよりも、戦術としてすぐれていると考えたのです」（高柳ほか 1972: 143）。

こう考えてみると、『毎日』のスクープは政府案を非公式に公表させ、GHQばかりでなく国民にも政府案を知らせ、その評価が低いことを政府に納得させ、政府の正式草案の前にGHQ案を示して「指針」を与え、急速に草案作成に向かわせる絶好の機会となったことがわかる。……これほどまでにタイムリーだと、これは「毎日のスクープ」ではなく、GHQによる「毎日へのリーク」ではなかったのか、という疑いすら出てきても不思議ではない。（古関 2009: 113）

2.2 GHQ草案と、その下敷きとしての憲法研究会案

1月7日付けのSWNCC-228と呼ばれる文書「日本の統治体制の改革」（「日本国民が、その自由意思を表明しうる方法で、憲法改正または憲法を起草し、採択すること」などを掲げる）⁶が重要文書として参照される一方、その「自由意思」とやや矛盾するようなかたちで、GHQ側で日本国憲法の原案を作成することになる。2月3日、マッカーサー3原則、いわゆるマッカーサー・ノートがマッカーサーからホイットニーに提出された。そこに謳われている原則とは、①天皇制のあり方、②戦争放棄、③封建制度の廃止の3点である。そして2月4日から、いよいよGHQ内の民政局において、総勢26名のメンバーが急ピッチの制憲作業に入るのである。

GHQ草案を起草したメンバーとは、以下の人々である。

運営委員会

C・L・ケーティス陸軍大佐

A・R・ハッシー海軍中佐

行政権に関する委員会

C・H・ピーク

J・I・ミラー

⁶ 国立国会図書館（2015）サイト内、「資料と解説・第3章 GHQ草案と日本政府の対応、3-2 「日本の統治体制の改革」（SWNCC228） 1946年1月7日」 (<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/059shoshi.html>) を参照。

M・E・ラウエル陸軍中佐
R・エラマン嬢

M・J・エスマン陸軍中尉

立法権に関する委員会

F・E・ヘイズ陸軍中佐
G・J・スウォープ海軍中佐
O・ハウギ海軍中尉
G・ノーマン嬢

人権に関する委員会

P・K・ロウスト陸軍中佐
H・E・ワイルズ
B・シロタ嬢

司法権に関する委員会

M・E・ラウエル陸軍中佐
A・R・ハッシー海軍中佐
M・ストーン嬢

財政に関する委員会

F・リゾー陸軍大尉

地方行政に関する委員会

C・G・ティルトン陸軍少佐
R・J・マルコム海軍少佐
P・O・キーニ

天皇・授権規定に関する委員会

J・A・ネルソン陸軍中尉
R・A・プール海軍少尉

前文

A・R・ハッシー海軍中佐

(古関 2009: 120–121)

そうとう腕まくりをして、短期間に集中して仕上げようという体制を作っている。日本側は近衛や佐々木も、松本委員会も、このあと見る憲法研究会ですら、このような体制はとらなかつた。古関も指摘するように、このシステムティックな分担のしかたが日米の仕事のしかたの違いをよく表している。

また先述のように、これらの委員には資質が欠けていたのではないかという指摘があったが、運営委員会の3名はいずれも、戦時中ゆえに軍務についていたものの、本来はアイヴジー・リーグ名門校のロー・スクール出身の弁護士、ないし法律家であって、憲法の専門家とは限らないものの、能力は高いと言える。さらに、日本人にもよく知られたB・シロタ嬢は、ピアニストである父とともに日本に住んだ経験があり、語学力にも実務能力にも長けていた。知日派のF・リゾーは日本語の能力が高いことで知られていた。したがって「素人が急拵えに作った憲法案」というのは印象批評、あるいは臆断にすぎない。

このような人々が9日間で作った憲法草案だが、いくら能力が高いとはいえ、これほど短期間にできたのは、ベースとなるものがあつたからである。それが、「憲法研究会案」である。

憲法研究会は、日本文化人連盟の集まりから生まれた、当時の日本の傑出した知識人集団

である。メンバーは以下のとおり。

高野岩三郎（大原社会問題研究所所長，統計学）

馬場恒吾（ジャーナリスト）

杉森孝次郎（文芸評論家・元早大教授）

岩淵辰雄（政治評論家・元読売新聞政治記者）

森戸辰男（東京帝大元助教授）

室伏高信（評論家・元朝日新聞記者）

鈴木安蔵（憲法研究家）

高野岩三郎は森戸辰男の師である。東京帝大で社会統計学を教えたが、退官後、大原社会問題研究所所長を務めていた。戦後初代のNHK会長となる。森戸は在職中クロボトキンについての論文を書き、それが咎められて退職に追い込まれた（森戸事件）。戦後には2度文部大臣を務めた。岩淵は近衛のブレーンと呼ばれ、近衛とマッカーサーを引き合わせた仕掛け人でもある。鈴木安蔵は京都大学在学中に京都学連事件で検挙され、大学を自主退学、以来在野で憲法の研究を続けていた。吉野作造の影響を受け、中でも自由民権運動時代の私擬憲法に詳しく、日本でほとんど唯一の植木枝盛の研究者だったとされる。

憲法研究会にかぎらず、さまざまな個人・団体による「民間草案」が政府に提出され、新聞にも掲載された。GHQのマイロ・ラウエル中佐はいち早く憲法研究会案に着目した。その内容については、「日本国ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス」と冒頭から国民主権が高らかに歌われ、かつ、「天皇ハ国政ヲ親ラセス国政ノ一切ノ最高責任者ハ内閣トス」（君臨すれども統治せずの原則）や、「天皇ハ国民ノ委任ニヨリ専ラ国家的儀礼ヲ司ル」（象徴天皇制）と、「象徴」という言葉は使っていないものの類似する考え方が提起されていた。ラウエルは、この案は「民主的で、受け入れられる」とする報告書をホイットニー准将にあげた（高柳ほか1972:133-35）。重要な部分、とりわけ評価点のみ参照しておく。

14. 著しく自由主義的な諸規定。

- a 国民主権が認められている。
- b 出生、身分、性、人種および国籍による差別待遇が禁止されている。貴族制度が廃止されている。
- c 労働者に認められなければならぬとされている利益には、1日8時間労働制、有給休暇、入院無料制および老齢年金が含まれている。
- d 国民がその意思を直接立法に表明することができるレフェレンダム〔国民投票制度〕が規定されている。
- e 皇室経費を含む財政全般に対する支配権が、国会に与えられている。繰越予算は禁止

- されている。会計検査が必要とされ、会計検査院の長は選挙によるものとされている。
- f 財産所有の権利は、公共の福祉に役立つものでなければならぬという要件によって制限されるとされている。
- g 土地は、公共の利益に最もよく合致するよう用いられなければならないとされている。
- h 新憲法が、10年以内に制定されなければならないとされている。
- (高柳ほか 1972: I 33-35)

このように「できのよい」素案があったために、足りない諸点を加えて、GHQ案は作られることになる。もちろん、翻訳という大問題も残っていた。どのような訳文にするかを日本側と検討しなければならない。また、憲法研究会案には軍備に関する項目がない。第9条である。ここを埋めるために、また別の力学が働くことになる。

文献

- 芦部信喜, 2011, 『憲法』第5版, 岩波書店.
- 原秀成, 2006, 『日本国憲法制定の系譜 III 戦後日本で』日本評論社.
- 加藤哲郎, 2005, 『象徴天皇制の起源——アメリカの心理戦「日本計画」』, 平凡社.
- 憲法制定の経過に関する小委員会 [憲法調査会小委員会], 1961, 『日本国憲法制定の由来——憲法調査会小委員会報告書』, 時事通信社.
- 国立国会図書館 [国会図書館], 2015, 『日本国憲法の誕生』(2015年1月18日取得, <http://www.ndl.go.jp/constitution/>)
- 古関彰一, 2009, 『日本国憲法の誕生』岩波書店.
- MacArthur, Douglas, 1964, *Reminiscences*, General Douglas MacArthur Foundation. (=2003『マッカーサー大戦回顧録』津島一夫訳, 中央公論新社.)
- 森島豊, 2013, 「キリスト教と人権思想——日本国憲法への影響をめぐって」, 『キリスト教と文化』(紀要: 青山学院大学宗教主任研究叢書), 29: 5-37.
- 西修, 2012, 『図説 日本国憲法の誕生』河出書房新社.
- 佐藤達夫, 1962, 『日本国憲法成立史』第1巻, 有斐閣.
- , 1964, 『日本国憲法成立史』第2巻, 有斐閣.
- 幣原喜重郎, [1951] 1987, 『外交五十年』, 中央公論新社.
- 幣原平和財団, 1955, 『幣原喜重郎』, 幣原平和財団.
- 白洲次郎, [2001] 2006, 『プリンシプルのない日本』, 新潮社.
- 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著, 1972, 『日本国憲法制定の過程——連合軍司令部側の記録による』I 原文と翻訳, II 解説, 有斐閣.
- 田中英夫, 1979, 『憲法制定過程覚え書』有斐閣.